

平成24年度第1回練馬区いじめ等対応支援チーム

開会日時 平成24年11月2日(金)

場 所 練馬区役所本庁舎19階 1906会議室

出席者 委員長 河口 浩(教育長)

副委員長 諸富 祥彦(明治大学文学部 教授)

委員 関 美津子(練馬区立北大泉幼稚園長)

委員 植村 茂樹(練馬区立豊玉南小学校長)

委員 宮田 正博(練馬区立開進第二中学校長)

委員 田中 泰明(練馬区立大泉第四小学校 主幹教諭)

委員 河又 秀敏(練馬区立練馬東中学校 主幹教諭)

委員 川崎 壮夫
(総合教育センター 適応指導教室トライ 心理教育相談員)

委員 和田 尚武
(元練馬区立豊玉第二小学校・豊玉第二中学校PTA会長)

委員 辻田 雅寛(元練馬区立中村小学校・中村中学校PTA会長)

委員 阿形 繁穂(教育振興部長)

委員 郡 榮作(こども家庭部長)

委員 岩田 高幸(教育総務課長) *当日欠席

委員 吉村 潔(教育指導課長)

次 第 (1) 委員委嘱

(2) 教育委員会あいさつ

(3) 委員自己紹介

(4) 趣旨説明

(5) 議事

1) 練馬区におけるいじめの実態について

2) 練馬区教育委員会いじめ問題対策方針について

開 会 午後6時00分

閉 会 午後8時15分

傍 聴 者 2名

【教育指導課長】

ただいまより第1回いじめ等対応支援チームを開会する。議事に入る前までの進行を私が務める。

はじめに、委員の委嘱については委嘱状の机上配布をもって公布に代える。

続いて、教育長よりご挨拶を申し上げます。

【教育長】

本日はいじめ等対応支援チームの第1回の会合を開催させていただく。ご承知のとおり、いじめ問題については、滋賀県の大津市の事件以来多くの問題提起があり、また、国民の関心も高い。練馬区としても、従来からこの問題について取り組んできたつもりだが、昨今の報道を見ると、さらに一歩進んだ対応を求められているという感を強くしている。いじめの問題は、どこの学校でも起こり得るとの観点に立ち、子供たちの命は絶対に守るとの強い決意のもと、この会合を通して様々な対策を具体的に実効性のあるものとして実施をしていきたい。本チームを発足するに当たり、関係の皆様方に委員をお願いしたところ快く応じていただいた。本日を迎えるに至ったこと、改めて感謝申し上げます。

委員はご多用の方ばかりなので、一回の会にて有意義な議論をしていかないと前へ進まない。本日は第1回だが、練馬区の今後のいじめ対策に対する基本的な方針について、忌憚のない意見をいただきたい。

いずれにしても、練馬の子供たちが楽しく明るく学校生活を過ごし、希望をもって卒業していただいたい。そのために、委員のお力添えを重ねてお願い申し上げます。

【教育指導課長】

それでは、本日が初めての会なので自己紹介をお願いしたい。なお、本チームは、設置要綱にて教育長を委員長、諸富委員を副委員長としているので了承いただきたい。それでは名簿順に自己紹介をお願いします。

—自己紹介— 名簿順に自己紹介

【教育指導課長】

次に本チームの趣旨説明を事務局から行う。

【事務局】

—資料1に基づき説明—

【教育指導課長】

本チームの趣旨について説明したが、何か質問等はあるか。

—質問等なし—

それでは、議事に入る前に本チームの公開について、事務局から説明する。

【事務局】

—公開について説明—

【教育指導課長】

公開について、事務局の説明のとおりでよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

【教育指導課長】

これより議事に入るが、ここからは委員長が進行を務める。

【委員長】

議事に入る前に補足するが、この支援チームは教育委員会で発足を決定している。したがって、本日提案する方針に対して多くの意見をいただき、その結果を教育委員会に報告する。その報告を受け、教育委員会で最終的な方針を決定することになるので承知しておいてほしい。

それでは、議事に入る。

本日は、議事の(2)の練馬区教育委員会いじめ問題対策方針が主眼である。具体的には資料6についてご議論いただきたい。その前段として、現在の練馬区のいじめの実態および状況を資料3、4、5に基づき一括して事務局から説明してもらう。

【事務局】

—資料3、4、5に基づき説明—

【委員長】

事務局から説明があった資料3、4、5について、質問等はあるか。

【委員】

資料3の調査は、学校または個人、どの程度のものなのか。

【事務局】

調査は子供たち一人一人が書いたアンケートを集計したものである。

【委員】

調査がちょうど夏季休業前だと思うが、夏季休業後の9月の初期の段階で対応が非常に早く、確かに素晴らしい内容だとは思いますが、どういうレベルでの対応をしたのか。家庭レベルまで入り込んでいったものなのか。

【事務局】

夏休み直前の調査だったので、学校はすぐには動きにくい状況にあった。しかし、重篤な案件

については、夏休みにプールまたは学力補充教室に来た際に子供に直接聞き取りをしたり、関係した子供に聞き取りをしたりした。9月に学校が始まり、いじめ等を訴えている子、加害側に立っている子については、丁寧な聞き取りと状況によっては保護者との連携も含めて対応した結果の数値だと捉えている。

【委員】

今後、調査する予定はあるか。

【事務局】

11月の実施をすでに各学校に依頼しており、2月にも同じ内容のアンケート実施を予定している。

【委員】

7月は幼稚園または保育園を出てから3カ月ぐらいの時期だが、学年によって数値が違ったということはあるか。

【事務局】

全ての学校のどの学年も大体同じ数ということは当然なかった。

【副委員長】

質問ではなくこの結果をどう読むかということだが、認知した件数もいじめの疑いがあると思われる件数も、一部解決したが継続中の件数と解決した件数を見ると、中学校はほとんど解決し、継続中がかなり少ない。それに対して小学校は、解決した件数よりも一部解決したが継続中の件数が多くなっている。これをどう理解して解釈するか。素直に受け取ると、小学校がいじめに対して非常に慎重な態度をとっていて、中学校は慎重に見たほうがいいかもしれないということが、数字から読み取れるように思う。

【委員長】

小学校と中学校の違いにはいろいろな要素がある。今、委員が言った要素も当然あるが、むしろ中学生の場合は、加害と被害がある程度ははっきりしている。ところが小学校の場合は、いじめている認識がないケースがかなりある。つまり、本当に遊んでいるつもりというケースがかなりあり、それを解決しようと思ってもそもそも加害側が加害の意識がないので、対応が難しい。

【委員】

この調査においては、小学校の場合、発達段階差が大きく3年生以下の調査は非常に難しかった。1回のけんかでもいじめと捉えた子もいるし、そうじゃないという子もいるので非常に難しい。いじめの疑いが小学校は380件あるが、大半の場合いじめられたとされる本人の自覚がない。ただ、調査の意義はある。子供たちに対してだけではなく教師が意識するようになる。当事者意識、危機意識を高める上では有効だった。

【委員】

中学校は、一定の終結を迎えるように指導していく。加害がはっきりすることも多いので、そういう意味では指導をしっかりと入れられる。未解決とは、一部も解決していないという意味なので、中学校の受け止めとしては一部は解決して継続中との回答が多くなっているのではないかと。

【委員】

表面化すれば当然指導する。お互いにここまで納得したというところまでの指導は必ずするが、果たしてそれが本当に解決するかはその後の状況による。例えば、それが原因で学校に来られなくなったとかであれば継続中という形で出てくるのではないかと思う。難しいのは、ごくまれだが、加害者側が絶対に自分の非を認めないケースは解決に時間がかかる。

【委員】

適応指導教室ではいじめを理由に不登校になっている生徒を預かっている。不登校の生徒にも今回のアンケートを実施したか。

【事務局】

アンケートは夏休み直前の7月18日、19日、20日実施だったので、不登校の子がその期間に登校してなければ実施していない。ただ、その期間に少しの時間でも学校に来たり別室登校したりしていればアンケートは行っている。

【委員長】

それでは、議事を進める。先へ進み現状に戻ってくる場合もあるので、後ほど質問してもらっても構わない。

さて、本日の主眼である練馬区教育委員会いじめ問題対策方針について、事務局に説明させる。

【事務局】

—資料6に基づき説明—

【委員長】

説明のとおり、いじめ問題対策方針の骨子は、まず、練馬区としての基本的な姿勢を示すこと、そして教育委員会の取組と学校の取組を方向付けることである。

まず、重大案件が発生したときの特別チームのあり方について意見をいただきたい。

【委員】

第三者機関とは特別支援チームのことと理解してよいか。

【事務局】

そのとおりである。

【委員】

特別チームは、調査機関という位置付けか。

【事務局】

そのとおりである。

【委員長】

大津や品川に限らず、幾つかの自治体で痛ましい事件が発生した際、第三者的な機関が調査を行うことが求められている。逆に言えば、学校や教育委員会の調査では信用できないという遺族の要望が問題提起の発端だととらえている。その在り方について意見をいただきたい。

【委員】

学校は第三者と言い切れない部分もあるが、客観性のある調査の方法を確立すれば学校でも可能と考えるが、調査の内容や方法まで想定しているか。

【委員長】

現段階では具体的には想定していない。

【委員】

本日は、あくまでも組織の設置という意味か。

【委員長】

そのとおりである。

【委員】

第三者機関による調査の実施を明言することは、いじめに対して真摯に対応することにつながると思う。よって設置には賛成である。ただ、私は特別チームは調査だけでなく、子供や家庭へのケア、様々な支援という部分を担うと受け止めていた。

あくまで特別チームは、第三者的な視点から公平な立場で事実を明らかにするという位置付けでよいか。

【委員長】

方針の中に、いじめに関する相談や解決が難しい事例に対応する体制整備の検討というのがある。第三者の調査機関である特別チームと、解決が難しい事例に対する学校への支援体制は分けた方がよいと考えた。

【委員】

重大案件は絶対に発生してほしくないので、その前に何らかの対応をするほうがよいのは当然である。例えば学校レベルでは解決が難しいような場合に、専門家の方に入ってもらうようなプロジェクトチームを組織しておくのがよい。

【副委員長】

私が勤務した学校で、去年、日にちを指定した自殺予告があった。そのときに、私と校長と精神科医と教育委員会の4名でチームをつくり対応した。よって、問題に応じた専門家の協力を得

られる体制を整えておいて、重大案件を調査するチームは別にした方がよい。

【委員】

やはり2つは別の話であり、未然に防ぐための組織と調査を実施する組織を分けて考えるべき。ところで、第三者機関の専門家はだれを想定しているか。

【委員長】

弁護士、警察OB、臨床心理士、精神科の医師、学識経験者等を想定している。

【委員】

第三者機関に関してはこの特別チームでもよいと思うが、重大案件が発生した際はそのメンバーに加えるという方法もある。

【委員長】

こども家庭部で虐待案件に対応するときは、どのようなチーム構成になっているか。

【委員】

要保護児童対策地域協議会を設置しており、協議会に関係する機関については守秘義務が課せられる。よって会議においては個人情報共有できる枠組みを持っている。その中で、まず、虐待を見つければ個別に子ども家庭支援センターの職員がかかわり、さらに問題があれば地域の単位でかかわる。その上には実務者、そして代表者の会議があり四層構造で対応している。

【委員長】

我々が考えているのは、一番上がこの支援チームの会議体だとすると、その下に専門家のチームがあって、そこでほとんど実務者的な会議を行っていくということになる。

【委員】

事実関係の調査といったときに、おそらく私たちはそれぞれいろいろな認識を持つと思う。単に事実関係だけを調査して、そこに何の評価も加えないということか。

【委員長】

現在、大津でも品川でも調査を行っている。その状況を見ると、第三者機関の中で自殺といじめの因果関係まで踏み込んで報告していこうとの意思のもとで実施していると思う。

【委員】

客観的な調査は、本チームとは別の第三者機関に依頼すべきと考える。

【委員】

重大な案件が発生した際の特別チームには、例えば有識者の立場で諸富委員にご参加いただくことも考えられる。原則は事務局や当該の学校は参加しない形での調査でなければ、理解が得られないと考える。

【委員長】

先に話を進める。今年度も実態調査を実施しているが、調査のあり方について意見をいただきたい。

【委員】

一つは、これだけの件数が学校から報告されているのは、いじめに対する学校や先生の意識が高い表れなので、保護者の立場からするとありがたい。もう一つは、いじめの問題が起きた学校の評価が下がるという風潮があるかもしれないが、解決に向け努力する過程を評価する形に変えてほしい。

【委員】

小学校のときは強い立場だったが、中学校になり力関係が変化したことで学校への不適応になった事例がある。小中学校における情報連携は重要である。

【委員】

教員が実態調査をどうとらえているかが大切である。また、夏休み明けなど人間関係の変化があるときに調査ができれば、違ったものが見えてくる。

【委員】

いじめの件数だけを調べるのではなく、学級の問題に対して早期に対応するために子供たちの人間関係を知る調査という認識で、項目を工夫すれば改善の手がかりになる。

【委員】

定期的な調査という意味では、現在学校ごとに調査を行っている場合もあるので、その実施状況も踏まえて学校が使いやすい形にしてみらうとありがたい。

【委員】

本校では月に1回調査をしている。調査方法は、質問紙と口頭を併用しており、口頭の意図は教員がみんなを守るということを伝える上で効果があるからである。

【委員長】

実態調査は、単にいじめの実態を把握するだけでなく、学校や教員の意識向上にもつながるなど、非常に意味があるとの意見をもらった。

先に進める。学校・教員への指導・助言について意見を願います。

【委員】

補足だが、いじめと認知された事例は個々のアンケートを教育委員会と学校が共有するとともに、学校ごとの事例を表にしてもらい、それについても共有し共に解決を図るという意味である。

【委員】

先生は、教員になってからまたは学生時代に、いじめ等の対応について教育を受けているか。

【委員】

少なくとも、大学レベルでそういう授業はないと思う。着任してから学ぶ場合が多い。

【委員】

ということは、先生方もいじめ対応については素人ということになるか。

【委員】

いじめが大きく話題になったのが平成18年に文部科学大臣がメッセージを出したころだと思
うが、今の大学の状況については分からない。現実には、先生方は学校で子供と直接接し保護者
と対応する中で、いろいろ悩み、そして先輩の先生からいろいろ吸収して対応力を身に付けてい
る。

【副委員長】

大学では生徒指導や教育相談に関連していじめの授業を実施しているが、質問は、教員研修で
どれぐらい実施しているのかという意味では。

【委員】

いじめに特化した研修は確かにあまりない。しかし、練馬区や都、あるいは国が作成したり一
フレット等を使って校内で研修したり、教育委員会が主催する研修会に参加して指導力の向上を
図っている。

【委員】

学校では、個別事例を取り上げて事例研修会の形で講師を招き、適切な対応を共有する取組な
どを定期的に実施している。個々の教員には経験や教育相談の力に差があるため、学年や教育相
談委員会などのチームで対応しているのが現状である。

【委員長】

いずれにしても、教員の対応能力の向上は、教育委員会としても真剣に取り組まなければなら
ない課題であることが明確になった。

次に、いじめ相談窓口の周知について意見をいただきたい。

【副委員長】

私がある市でかかわった調査によると、中学生は進路と勉強の悩みに関して一番相談したいの
は担任、逆にいじめや友人関係のトラブル、家族の問題に関して相談できないトップも担任だっ
た。よって、担任中心の相談システムを変えないとこの問題の解決は難しい。

一つの方法として、学校が教育相談週間を設定する際、相談相手を担任に限定するのではなく、
子供たちに先生を選ばせ、その先生ができれば学期に1回ぐらい、生徒と話をもつ機会をもつこ
とが考えられる。いわば心の第二担任制度である。私のこれまでの経験で言うと、この方法が最も
フォローしやすい。スクールカウンセラーに相談する子供もいるが一定の子供に限られる。

【委員】

小学校の場合は担任制なので、やはり担任とクラスの子供の関係は強い。

【副委員長】

温泉街の小学校で同様の調査を実施したところ担任は非常に人気があった。その地域の特性で、保護者の帰宅が遅かったりひとり親家庭が多かったりしたため、子供たちがストレスをためている背景があった。こうした状況において、担任をはじめとした教員と子供が、二人きりで話をすることが心の安定につながった。

相談相手については、一般的には小学校だと校長、中学校だと養護教諭が一番人気である。

【委員】

確かに、校長室で話をしただけで安心して帰っていくことはある。

【委員】

自分が子供のころは当直の先生がいて、好きな先生が当直の日はみんなで会いに行った。こうした環境が今はなく、先生と話したくても機会がないのかもしれない。

【委員】

自分の悩みを他人と共有して、話をしながら解決に向かっていくような機会がないのかもしれない。それは、家庭で親と話をしないことが一番の原因だと思う。

【委員】

今の話に同感である。父親や母親、養護教諭、中学校だと部活動の顧問、校長などに悩みを言える子はよいが、誰にも言えない子を救う方策はあるのか。

【副委員長】

一番効果があるのは教員の働きかけである。私の経験として、いじめ調査の設問で「あなたはいじめられていますか」と聞いたらほとんど答えなかったが、「もしかしたら僕はいじめられているのかもしれないな、と時々思うことがある」と、やわらかく遠回しに質問すると回答が変わったことがあった。

回答した子と面接すると、父親と母親には絶対に言わないでほしいと言う子供がほとんどだった。なぜかというと、我が家は愛情いっぱいな家庭で笑顔が多いのに、僕がいじめられていることを知られたら、家の雰囲気暗くなってしまふ、だから言わないでくれというのである。よって、可能なネットワークを二重、三重につくり、子供が悩み事の相談先を選択できるようにするしかない。

もう一つは、子供たちの中にカウンセリング能力を育てるピア・サポートがある。例えば、中学校3年生の子供たちにカウンセリング研修を受けさせて、その子供たちが下級生の相談に乗るようにする。すると、大人には話せないが先輩には話せるという子供もいる。

【委員長】

ピア・サポートやピア・メディエーションは、仲間同士の助け合いや子供同士の助け合いと言われているが、そうした対策の検討必要である。

【委員】

私も臨床心理士で小中学校のスクールカウンセラーの経験がある。その経験から言えば、生徒は先生に話すと告げ口したことになることを恐れる。守秘義務がある存在としてスクールカウンセラーが話を聞き、事態が展開していくこともある。

先生が子供に対してそれとなくスクールカウンセラーに行くように促してくれるだけで状況が改善する。臨床心理士はそれなりの経験を持っているので、状況に応じた対応ができる。

【委員長】

次に、集団づくりおよび人間関係づくりに向けた支援について意見をいただきたい。

【委員】

学校には年1回専門家を招く予算があり、不登校やいじめ、SSTなどの研修を行っているが、学校としてはその予算を増やしてもらいたいとの希望がある。

【委員長】

次は、保護者・地域との連携についてである。保護者や地域の方といじめの解消に向けた役割を連携しながらやっていけないだろうか、というのが趣旨である。

【委員】

岐阜県の可児市が子どものいじめ防止条例をつくったとの報道があり、兵庫県の小野市は平成20年4月にすでに条例を制定している。その意図は住民や市民が周囲の無関心を許さないことに力点を置くためだという。小野市の担当者は条例は市民の意識向上の一助にはなったと思うとコメントしている。条例制定がよいかは分からないが、区民・保護者・地域がいじめを学校の中の問題ではなく、もっと身近なものとして意識をもってもらうことは必要だと思う。

そのときに重要なのが練馬区の基本姿勢である。いじめをどう考えるかを明確に打ち出すことが必要なのではないか。

【副委員長】

いじめが一番発生しやすい場所の一つは、下校中の校門から出て5分から10分ぐらいのところである。人目につかないところで最も発生しやすいので、下校時間に地域の方が警備員のような服を着てパトロールしてくれると抑止効果はあると思う。

【委員】

練馬区は、長く地域と連携を図ってきた。私も評議員や学校応援団の団長を務めたが、いじめに関しては、学校としては外に対していじめがあるということを認知されることを望まないの

はないか。よって、連携というよりは、啓発活動として地域の人たちに入ってもら方がよい。

【委員】

私も町会の役員も含めて様々務めたが、地域の方の率直な声としてはあまり地域、地域と違ってくれるなというのものもある。地域の方がいろいろな意見を言えるような地域が子供にとってもよいとアピールするのがよい。

【委員】

学校の中で起こるいじめは、必ずしも教室の中だけではない。トイレや体育館の隅など、人目のつかないところでも発生する。練馬区には安全安心ボランティアが不審者侵入のために校内を回ってくれているが、その方たちに協力をいただければと思う。

【委員】

こども家庭部に青少年課という課があるが、そこでは社会教育主事を置いて社会教育としての家庭教育を担っている。いじめの問題については、青少年課が家庭教育の部分を少し重点的に事業展開して、講演会を持つなどの啓発も可能なので持ち帰って検討させてもらう。

【委員長】

終了時刻が迫っている。教育委員会の取組を協議すれば学校の取組にもつながるので、先を急ぎたい。性行不良による出席停止の適用、それから就学前教育への支援について意見をいただきたい。

【委員】

自分と人は違うことを初めて気付くのが幼児期である。幼稚園では直接のいじめはないが、自分と違うことを排除してしまう子、自分とは違うが一緒にやれる子、様々な子がいる。そうしたときに心情をどう理解しながら育てていくかが幼児教育・就学前教育だと思う。案にあるように、人間関係を構築する基礎をしっかりと育てていきたい。

【委員長】

子供関連機関との連携強化については、保育園や学童クラブ、学校応援団やひろば事業などが教育委員会に一元化されたことから、当然のことながら一層の充実を図っていきたい。

いろいろとご意見をいただいた。練馬区の基本姿勢に戻ってほしいのだが、いじめとはこういうものだときちんと書くべきだとの意見もあったが、いかがか。

【委員】

学校の調査においても、どこまでがいじめでどこまでがけんか、どこまでがからかいなのか、区別が非常に難しい。やはりどういった定義で今後チームをつくっていじめをなくしていくのかを考えたときには、定義づけは必要だと思う。

【副委員長】

この案を読んだときに「いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い」という部分が素晴らしいと感じた。現場では、発達障害の子が関係したいじめの指導で、結局はその子に問題があるだろうと指導してしまう先生が結構多い。発達障害の子が周りの子からの刺激によっていじめられる対象になった場合は、いじめは止めるよう毅然とした態度で指導することにもつながるので、この一文はすばらしい。

【委員長】

本日は、大変参考になるご意見を頂戴した。本日の意見を整理し教育委員会に報告して、教育委員会としての方針を決定していきたい。

— 了 —

—事務連絡— 省略